令和2年2月前期定例会 議事録

- ·開催日時 令和2年2月13日(木曜日) 13時50分~16時00分
- ·開催場所 人事委員会室
- ・出席者(委員)中野委員長 松尾委員 内田委員

(事務局)稲冨事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹 鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

議事事項

1 令和2年1月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、 承認することを決定した。

2 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。 なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

【説明】

1 改正の理由

任用の方法の一般的基準として定めている転任等における人事委員会への協議を不要とすること及び選考による採用に関する権限を任命権者に委任することに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

- 2 改正の内容
- (1)職員の転任等における人事委員会への協議に係る規定を削除することとした。(第4条関係)
- (2)選考により採用する場合の手続について定めることとした。(第10条の8関係)
- (3)選考による採用に関する事項について、任命権者に委任することとした。 (第25条関係)
- (4)その他所要の改正を行うこととした。
- 3 施行期日 公布の日

3 採用選考取扱要領の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の内容

佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正により、同第 10 条の 6 第 1 項第 8 号の職については、同規則第 25 条第 4 項に基づき、任命権者に当該職の選考に関する権限を委任することから、当該職の選考の実施に当たっての人事委員会への事前協議が不要になったことに伴う改正を行う。

2 施行期日 公布の日

4 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について

(1)勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案を一部修正のうえ、決定した。 なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承 された。

【説明】

1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求の審査手続き等について、事案の審査の迅速化・適正化を 図るため、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

以下について、勤務条件に関する措置の要求の審査手続き等に係る規定の整備を行う。

- (1)措置要求書の署名等(第2条第2項関係)
- (2)代理人の選任等(第2条の2関係)代理人の権限(第2条の3関係)
- (3)事案の解決、要求の事由の消滅等の届出(第7条の2関係)
- (4)審査の打切り要件(第8条第1項関係)
- (5)審査事務の委任(第10条の2関係)
- 3 施行期日
 - (1)公布の日
 - (2)この規則の施行の日前に提起された措置の要求については、この規則による改正後の 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (2)勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。 なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承 された。

【説明】

1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年佐賀県人事委員会規則第3号)の 一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1)各新様式について、署名又は記名押印の選択制とした。【手続きの簡素化】
- (2)新様式第1号、第3号~第5号について、代理人によって届出等する場合には要求者 氏名の記入、及び代理人の署名又は記名押印を求めることとした。【手続きの適正化(事 案の識別)】
- (3)委任状の提出を不要とし、旧様式第3号を削除することとした。【手続きの適正化、 簡素化】
- (4)上記(3)に伴い、代理権の範囲を明確にするため、代理人選任(解任)届(新様式 第2号)において当該事項の記入を求めることとした。【手続きの適正化】
- (5)その他各新様式について、所要の注意事項を追加することとした。【手続きの適正化】

3 施行期日

- (1)公布の日(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則の公布の日と同日)
- (2) この告示の施行の日前に提起された措置の要求については、この告示による改正後 の勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の規定にかかわらず、なお従前の例に よる。
- (3) 不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案を一部修正のうえ、決定した。 なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承 された。

【説明】

1 改正の理由

不利益処分についての審査請求について、審査手続きの簡素化・適正化を図るため、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1)様式第2号、第4号、第6号、第7号及び第11号について、代理人によって届出等する場合には審査請求人等の氏名の記入、及び代理人の署名又は記名押印を求めることとした。【手続きの適正化(事案の識別)】
- (2)代理人選任(解任)届(様式第3号)について、委任状の添付を不要とすることとした。【手続きの適正化、簡素化】
- (3)上記(2)に伴い、様式第1号、第5号、第10号及び第12号について、所要の改正を 行うこととした。【手続きの適正化、簡素化】

- 3 施行期日
 - (1)公布の日
 - (2)この告示の施行の日前に、この告示による改正前の不利益処分についての審査請求に 関する手続規程(以下単に「規程」という。)の様式により提出された書類は、この告 示による改正後の規程の様式により提出されたものとみなす。

5 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、今後、字句等の修正があった場合は、事務局長で対応することについて了承された。

【説明】

1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(以下「措置要求規則」という。)及び佐賀県職員の任用に関する規則(以下「任用規則」という。)の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

- (1)事務局長が専決することができる事務に次のものを加えることとした。(別表関係)
 - ア 措置要求規則第2条の2第3項の規定による代理人の選任及び解任の届出の処理に関すること
 - イ 措置要求規則第7条の2の規定による事案の解決、要求の事由の消滅等の届出の処理に 関すること
 - ウ 任用規則第 25 条第 4 項の規定による選考に関する権限の委任を受けた任命権者からの 報告の受理に関すること
- (2)選考に関する権限の委任に係る規定(任用規則第25条)の改正に伴い、副課長(同相当職を含む。)以下の職への採用の選考に関する規定の表記を整理することとした。(別表関係)
- (3)その他の所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

- (1)公布の日
- (2)佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正(令和元年佐賀県人事委員会訓令第1号)の 一部改正については、令和2年4月1日から施行

6 現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を昇格させる場合の取扱いについて

通知内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

課長級以上の任用に基づいて在級1年未満の職員を昇格させる場合の取扱いについて、 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について(通知)第20条 関係第4項の「別に定めるもの」として定め、任命権者あて通知を行うこととした。

報告事項

1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務労組協議会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長に要請書が提出されたことについて、事務局から報告した。

2 懲戒処分について

令和2年1月31日付けで佐賀県警察本部長が行った懲戒処分について、事務局から報告 した。

その他

1 行事予定について